

滋賀県公安委員会定例会議会議録等

第1 日時

平成31年3月7日（木）午後1時30分～午後4時05分

第2 出席者

1 公安委員会

堀井委員長、北村委員、大塚委員

2 県警察

鎌田警察本部長、武田警務部長、福永生活安全部長、吉田刑事部長、松岡交通部長、高橋警備部長、滝口首席監察官、時田警察学校長、矢島情報通信部長

第3 議事の概要

1 協議事項

(1) 滋賀県警察関係事務手数料収入証紙規則の一部改正について

武田警務部長から、滋賀県警察関係事務手数料収入証紙規則の一部改正について説明があり、協議のうえ、原案のとおり決裁した。

(2) 新名神高速道路等における交通の取締り等に関する警察官の職権行使について

松岡交通部長から新名神高速道路等における交通の取締り等に関する警察官の職権行使について説明があり、原案のとおり決裁した。その際、堀井委員長、北村委員及び大塚委員から「協定締結後も引き続き高速道路における取締り活動を徹底し、交通事故抑止に努めていただきたい。」旨の発言があった。

2 報告事項

第1回青少年被害防止啓発CMコンテスト表彰式について

福永生活安全部長から、第1回青少年被害防止啓発CMコンテスト表彰式について報告があった。

第4 個別報告・決裁関係

1 報告事項

警察活動の課題等について

本部長、警務課及び会計課から、警察活動の課題等について報告があった。

2 決裁関係

(1) 運転免許行政処分について

警察から、運転免許取消対象事案等について、事案の内容及び意見聴取並びに聴聞の結果の報告を受け、協議の結果、10件について行政処分を決定した。

(2) 公安委員会に対する苦情の申出について

警察から、公安委員会に対する苦情の申出について報告があり、これを了承した。

(3) 行政不服審査法に基づく審理経過調書について

警察から、行政不服審査法に基づく審理経過調書について報告があり、これを了承した。

(4) 行政不服審査法に基づく決裁書について

警察から、行政不服審査法に基づく決裁書について説明があり、協議の上、原案のとおり決裁した。

(5) 滋賀県地方警察職員の定員の配置に関する規則の一部改正について

警察から、滋賀県地方警察職員の定員の配置に関する規則の一部改正について説明があり、協議の上、原案のとおり決裁した。

(6) 滋賀県警察の組織に関する規則の一部改正について

警察から、滋賀県警察の組織に関する規則の一部改正について説明があり、協議の上、原案のとおり決裁した。

(7) 犯罪被害者等給付金の国家公安委員会への審査請求の結果について

警察から、犯罪被害者等給付金の国家公安委員会への審査請求の結果について説明があり、これを了承した。

(8) 教習資格認定申請の不認定について

警察から、教習資格認定申請の不認定について説明があり、協議の上、原案のとおり決裁した。

(9) 行進及び集団示威運動の許可申請取扱状況について

警察から、行進及び集団示威運動の許可申請取扱状況について報告があり、これを了承した。

このページについてのお問い合わせ

滋賀県警察本部警務部総務課公安委員会補佐室

電話：077-522-1231